【医療保険】指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり厚生労働省令第３７号の第８条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者概要

事業者名称	株式会社Ｆａｍｒｉｄｇｅ（ファムリッジ）
所在地	神奈川県川崎市中原区上新城 1-4-50
代表者名	代表取締役　中尾根功嗣
電話・FAX 番号	電話：044-750-9528　FAX：044-440-3154

２．訪問看護事業所概要

事業所名称	訪問看護シンジョーステーション
指定番号	１４６５２９０２００
所在地	神奈川県川崎市中原区上新城 1-4-50
電話・FAX 番号	電話：044-400-2181　FAX：044-440-3154

３．事業の目的と運営方針

＜事業の目的＞

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護の提供を目的とする。利用者が望む豊かな生活を過ごすための一助となる。

＜運営の方針＞

① 看護師及びその他の従業者は、利用者の特性を踏まえ可能な限りその居宅において要介護状態の軽減、または悪化防止に資するよう支援する。
② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図る。
③ 事業者は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行なえるよう、事業実施体制の整備に努める。

４．本事業所の従業者体制（令和８年１月１日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	１名	
看護師・保健師	１名	２名
事務員	１名	２名

５．営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（祝・休日、１２月２９日～１月３日を除く） 午前９時から午後６時（ただし通常の訪問看護を行なう時間は 午前９時３０分～午後５時３０分）

６．営業地域

通常の地域	川崎市中原区、高津区、宮前区、幸区の一部

７．利用料

- 利用料として医療保険で定める報酬に基づいて支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとする。
- 利用者は、料金表（別紙）に定めた訪問看護に対する所定の利用料及び、訪問するうえで別途必要になった費用を支払う。
- 事業者は利用者に対し、毎月１５日前後に請求書を発行する。
- 利用者は、当該料金を事業者の指定により次のいずれかの方法で支払う。なお振り込みに関わる手数料は利用者の負担とする。
 １）利用者等の指定口座から自動振替（毎月末日、末日が土日・祝日の場合は翌日）
 ２）事業者指定口座への振り込み（毎月末日、末日が土日・祝日の場合は翌日まで）
 振り込み先　川崎信用金庫　新城支店
 普通預金　３０２３７０５
 カ）ファムリツジ
- 事業者は利用料金等の支払いを受けた後、利用者等に対し領収書を発行する。
- キャンセル料の規定は以下の通りとする。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要
訪問までにご連絡のない場合	訪問に係る料金の 100%を請求

※ただし、急な入院等非常時の場合においてキャンセル料は発生しないものとする。

- 交通費
 サービス提供地域以外の地域につきましては、交通費として実費費用を請求する。
 なお、必要に応じて自動車（タクシー）を使用した場合も実費費用を請求する。

８．緊急時等の対応の方法

事業者は訪問に際し緊急を要する場合は、速やかに各所へ連絡する。

ご家族	氏名：	続柄：
	連絡先（昼）：	
	連絡先（夜）：	

主治医	医療機関名：	医師名：
	電話番号：	

９．事故発生時の対応

① 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。

② 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

１０． 災害発生時の対応

災害発生時は、災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携し必要最小限の訪問を行う。その規模や被害状況により業務を行なえないことも想定する。

１１． 秘密の保持

事業を行なう上で知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。

１２． 高齢者への不適切な対応防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、以下の措置を講じる。

① 学習機会を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努める。

② 従業者が適切に業務を遂行できるよう、悩みや苦労を相談できる体制を整える。

③ 利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努める。

１３． 苦情申し立て窓口

訪問看護シンジョーステーション 担当者：遠藤志保	所在地：川崎市上新城 1-4-50 電話：044-400-2181 ＦＡＸ：044-440-3154 受付時間：平日午前 9 時から午後 6 時まで
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	所在地：川崎市中原区小杉町 3-245 電話：044-744-3217 ＦＡＸ：044-744-3345 受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

年　　月　　日

訪問看護の開始にあたり、ご利用に関する重要事項を重要事項説明書に基づいて説明いたしました。

211-0045
神奈川県川崎市中原区上新城 1-4-50
訪問看護シンジョーステーション
説明者：　　印

私は、本書面により訪問看護の利用に関する重要事項の説明を受けました。

利用者住所：

氏名：　　印

家族（代理人）住所：

氏名：　　印